

R3 教生第 1021 号
令和 3 年 6 月 24 日

仙台市立学校長 様
学校施設開放管理運営委員会委員長 様
学校施設開放（スポーツ開放）利用登録団体代表者 様

仙台市教育委員会
生涯学習課長 田中 富男

地震等発生時における学校施設開放（スポーツ開放）の取扱いについて

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨今、大規模な地震や、風水害など様々な災害が全国各地で相次いで発生しており、学校や地域における防災対策の重要性が一層高まっています。

そこで、子どもたちを始め、学校施設を利用する市民のみなさまの安全を最優先とするため、災害発生時の取扱いについて、「地震等が起きた場合の対応マニュアル」（学校施設開放（スポーツ開放）用）を作成しましたので、管理運営委員会を通じて利用登録団体へ周知下さいますようお願いいたします。

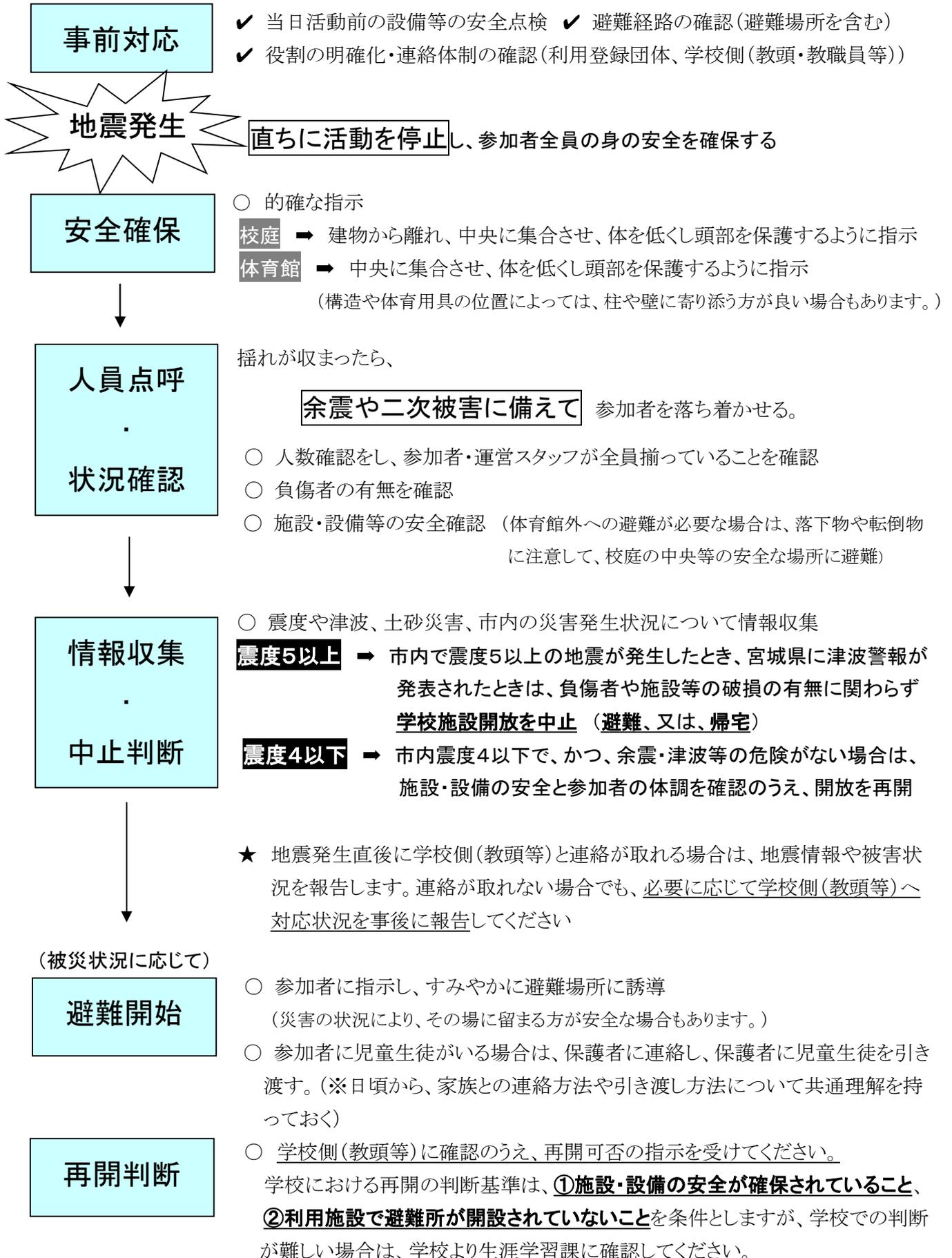
また、今年度自由活動開放を実施する学校におかれましては、「学校施設開放事業の手引き」に掲載する「地震等が起きた場合の対応マニュアル作成例」について改めて確認いただき、学校との連絡体制や災害発生時の取扱いについても、日頃から委員会内で共通認識を図りながら、災害に備える体制を整備くださいますようお願いいたします。

担当：生涯学習係 古谷・門脇
直通：214-8887
内線：720-4437

地震等が起きた場合の対応マニュアル

(以下、利用登録団体代表者等が行う事)

- ✓ 当日活動前の設備等の安全点検 ✓ 避難経路の確認(避難場所を含む)
- ✓ 役割の明確化・連絡体制の確認(利用登録団体、学校側(教頭・教職員等))



風水害時の対応マニュアル

- 仙台市では、大雨や洪水、土砂災害や河川の氾濫水位に関する注意報や警報などの気象情報に基づいて、**避難所開設準備**を行います。

利用登録団体代表者は、活動予定日の気象情報について事前に確認し、大雨、洪水、暴風、大雪等により市内に災害が発生するおそれがある場合は、**事前に活動を中止**してください。

- 活動中に、**避難所開設準備(※)**に移行する場合や、**気象特別警報**(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報に切り替わった場合は、**直ちに活動を中止**し、地震発生時の対応に準じて、帰宅又は避難場所へ避難してください。災害の状況により、その場に留まる方が安全な場合もあります。

※ 活動場所の学校で、避難所開設を行うか分からない場合は、学校側(教頭等)にお問い合わせ下さい。

- 参加者に児童生徒がいる場合は、日頃から、保護者と子どもたちの引き渡し方法について共通理解を図っておいてください。気象情報から適切に判断して、児童生徒の安全な帰宅・避難を進めてください。

- 活動を再開する場合は、学校側(教頭等)に確認のうえ、再開可否の指示を受けてください。

学校における再開の判断基準は、**①施設・設備の安全が確保されていること、②利用施設が避難所となっていないこと**を条件としますが、学校での判断が難しい場合は、学校より生涯学習課に確認してください。